

広島県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年七月十四日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡熊野町大字平谷二五〇番一地先広島市界から 安芸郡熊野町平谷三丁目一五番一地先まで	旧	七・〇〇〇〃 一・四〇〇	八九二・三〇〇	
安芸郡熊野町大字平谷広島市界から 安芸郡熊野町平谷三丁目一五番一地先まで	新	一〇・〇〇〇〃 四五・〇〇〇	九七〇・〇〇〇	ダブルウェイ解除 不用物件延長 八三八・〇〇メートル